

平成27年度

茨木市立彩都西小学校いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」〈いじめ防止対策推進法〉

(学校教育目標)

共に生き、共に創る子・自信と誇りを持つ子・未来を拓く子
(校訓) かしこく やさしく たくましく

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、児童が、安心して生活できるよう学校の中でも外でもみんなで協力し合っていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの禁止)

いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・いじめはどの子にも起こり得る。どの子も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

- ・児童等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校は、全ての教育活動を通していじめ防止につながるような心を豊かにする教育、人権教育・道徳教育、人間関係能力が高まるような内容の充実を図る。

本校は、保護者地域の方々、その他の関係者みんなと協力していじめ防止対策を進め、またみんなに理解してもらおうよう推進する。

ア 命を大切にし、他人を思いやる心の育成

- ・絆づくり、居場所作り、集団作りの取組み推進

イ 聞きあう関係を大切にしたコミュニケーション力

- ・わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む
- ・障がいのある児童等への理解を深め、すべての児童等にとって安心・安全な学校作りの推進
- ・規範意識の醸成
- ・児童会活動、体験活動の充実
- ・年間計画に基づき、すべての学級でいじめ等に関する指導をおこなう。

ウ 人、自然、地球と共に生きる豊かな心の育成

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・児童対象 生活アンケート 年3回（6月、11月、2月）
- ・教育相談週間の設定（随時）

イ いじめ相談体制

- ・相談体制の整備 【窓口：いじめ対策緊急課題対応プロジェクト委員会】
いじめの発見通報をうけた場合は、速やかに組織的対応をする。
- ・スクールカウンセラーや、関係機関と連携

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童生徒への情報モラル教育
- ・犯罪被害防止教室の実施
- ・保護者への啓発
- ・警察等関係機関との連携

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ不登校委員会」を設置

<構成員> チーフ 校長

教頭、首席、生徒指導主事（生活指導担当）、教育相談担当者
学年主任、関係教職員、支援教育コーディネーター、養護教諭、
スクールカウンセラー、

<活動>

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ防止のための教育活動推進

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの疑いに関する情報（不登校等）の収集と共有化
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

<開催>

- ・月1回（第1週金）定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、「いじめ不登校対策委員会」を開き、いじめをやめさせ、いじめを受けた子を守る。受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。障がいを持った児童のみならずすべての児童が、安心できるように特段の配慮をもって対処する。
- ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

いじめによってとても大きな被害が（生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるなど）が、起きた場合は、事実関係をはっきりさせるための調査を実施する。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。また、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④公表、点検、評価等について

- ・学校いじめ防止基本方針が機能をしているか、定期的に点検、評価を行う。
- ・学校だより、HP等で本校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・毎年度、いじめに関しての分析を行い、これに基づいた対応をとり、再発防止と改善に取り組む。

平成26年度 いじめの防止等に関する年間計画					
	学校	児童生徒	保護者	地域・その他	
4月	い じ め 不 登 校 委 員 会 (定 例)	校内研修 キラキラプログラム(5年: 通年)	あいさつをしよう	参観・懇談 教育相談担当者 会	
5月		まほうのこぼ(1年)		家庭訪問 学校協議会	
6月			生活アンケート①		土曜参観
7月		6年道徳「大切な仲間 とともに～SST～」 友だちのことを考えよ う(2年)		個人懇談会	
8月		校内研修			
9月		ふわふわこぼ、ちく ちくこぼ(1年)			教育相談担当者会
10月		身を守るワーク (3年)	学校教育自己診断	挨拶をしよう	
11月		1～6年 人権週間の取り組み 身を守るワーク(4年)	いじめ防止週間 (児童会)		学校公開 教育相談担当者会
12月			生活アンケート②	個人懇談会	いじめ不登校シン ポジウム
1月		5年 道徳「かけがえのない命」			教育相談担当者会
2月			生活アンケート③	参観・懇談	
3月		検証・総括			学校協議会